（蛍光ランプのみを主光源とする照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

**第十六条**　蛍光ランプのみを主光源とする照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十二年経済産業省告示第五十四号）を次のとおり改正する。

1の(1)中「第21条第3号」を「第15条第3号」に改める。

（電子計算機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

**第十七条**　電子計算機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十二年経済産業省告示第七十四号）を次のとおり改正する。

1の(1)中「第21条第6号」を「第15条第6号」に改める。

（磁気ディスク装置のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

**第十八条**　磁気ディスク装置のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十二年経済産業省告示第七十五号）を次のとおり改正する。

1の(1)中「第21条第7号」を「第15条第7号」に改める。

（変圧器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

**第十九条**　変圧器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十四年経済産業省告示第七十一号）を次のとおり改正する。

1の(1)中「第21条第18号」を「第15条第18号」に改める。

（複写機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

**第二十条**　複写機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省告示第三十三号）を次のとおり改正する。

1の(1)中「第21条第5号」を「第15条第5号」に改める。

（電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

**第二十一条**　電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省告示第三十四号）を次のとおり改正する。

1の(1)及び(2)中「第21条第10号」を「第15条第10号」に改める。

（電気冷凍庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

**第二十二条**　電気冷凍庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省告示第三十五号）を次のとおり改正する。

1の(1)及び(2)中「第21条第11号」を「第15条第11号」に改める。

（複合機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

**第二十三条**　複合機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省告示第三十六号）を次のとおり改正する。

1中「第21条第24号」を「第15条第24号」に改める。

（プリンターのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

**第二十四条**　プリンターのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省告示第三十七号）を次のとおり改正する。

1中「第21条第25号」を「第15条第25号」に改める。

（電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

**第二十五条**　電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省告示第三十八号）を次のとおり改正する。

1中「第21条第26号」を「第15条第26号」に改める。

（エル・イー・ディー・ランプのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

**第二十六条**　エル・イー・ディー・ランプのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省告示第二百三十五号）を次のとおり改正する。

1中「第21条第28号」を「第15条第28号」に改める。

（断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

**第二十七条**　断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省告示第二百七十号）を次のとおり改正する。

1中「第23条の2第1号」を「第18条第1号」に改める。

（交流電動機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

**第二十八条**　交流電動機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十六年経済産業省告示第二百十八号）を次のとおり改正する。

1中「第21条第27号」を「第15条第27号」に改める。

（サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

**第二十九条**　サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等（平成二十六年経済産業省告示第二百三十四号）を次のとおり改正する。

1中「第23の2第2号」を「第18条第2号」に改める。

（複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

**第三十条**　複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等（平成二十六年経済産業省告示第二百三十五号）を次のとおり改正する。

1中「第23条の2第3号」を「第18条第3号」に改める。

（ショーケースのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

**第三十一条**　ショーケースのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十九年経済産業省告示第三十号）を次のとおり改正する。

1中「第21条第29号」を「第15条第29号」に改める。

**附　則**

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

## ○経済産業省国土交通省告示第二号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第三百六十四号）の施行に伴い、貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

国土交通大臣　石井　啓一

貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示

貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

1の1－1の(1)中「第21条第8号」を「第15条第8号」に改める。

**附　則**

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。